

賃貸経営ニュース

5月

■発行日 ; 2018.5.10 第6巻9号(通算69号)
■発行所 ; アpartmentマンション館株式会社
茨城県取手市取手2丁目2-7 <http://www.apa-to.co.jp/>
■発行人 ; 宮内広明 TEL:0297-72-1181

今月のトピックス ● 賃貸経営塾 「壁紙で大人気の部屋を演出した大家さん」 ● 賃貸
Q & A 「安否確認のための無断入室は？」 ● 「賃貸リノベーションを考える」

賃貸経営塾

チョークボード壁紙で大人気の部屋を演出した大家さん

繁忙期のお部屋は差別化が必要

繁忙期は終わりましたが、まだ空室が残っていたり、これから空き予定がある大家さんは、閑散期に合わせた空室対策を始める時期です。繁忙期は、お客様も引越ししなくてはならない期限がはっきり決まっている方が多いので、しっかり接客してご希望の物件が紹介できればお申込みいただけます。



募集する側も、家賃などの条件は今がチャンスと強気に設定しますし、退去があった部屋も急いでリフォームして素早く募集し、すぐに住めるようにすることが求められます。しかし、閑散期は状況がガラリと変わります。引越しまでの時間に余裕があったり、引越し時期がはっきりと決まっていなかったお客様が増え、お部屋探し自体も「希望のお部屋をじっくり探すスタイル」に変化します。だからこそ閑散期には、たくさんの空室募集情報の中でぱっと目を惹き、部屋を見たら一発必中で決めてもらえるような「差別化」が必要になります。管理会社や募集を任せている仲介会社からは、そのような提案が当然にあることでしょう。

運命の壁紙に出会った大家さん

差別化と言っても様々な方法がありますが、今回は「一度空室になるとなかなか決まらなかったのに、ある方法を採用するようになったら空室が出て時間も置かず申し込みが入るようになった」という、郊外のファミリー物件の大家さんのお話をしたいと思います。その大家さんの所有物件は、乗降客の多いターミナル駅まで私鉄で約40分の、駅から徒歩圏立地にあります。ここ数年は空室が目立つようになり、周辺の家賃相場も値下がり傾向が続いています。

その大家さんの物件も、家賃を下げても空室がなかなか決まらない状況になったので、あの手この手を試すようになりました。

女性の大家さんだったので、まずは室内のリフォームの時に、最新のカatalogから素敵な壁紙とクッションフロアを選び、内装デザインで差別化を図ろうとしました。退去がある度に色々な壁紙や床材の組み合わせを、管理会社と相談しながら試しているうちに出会ったのが「貼るだけで壁がチョークボード(黒板)になる壁紙」です。チョークで自由に描き消しができるという壁紙なのです。「コミュニケーションを生み出し、子どもの感性をはぐくみ、空間の印象を自由に変えられる壁紙」とCatalogに謳ってありました。

しかし絵の無い黒板だけでは殺風景でした

そのカタログの中の写真を見て「これは素敵！自分の部屋にも使いたい」と思い、早速それを募集中の部屋のリビングの壁紙に取り入れてもらいました。しかし、リフォームが終わって室内を見ると、カタログで見た雰囲気と違います。「何が違うのだろう」と思案してみると、カタログでは壁紙に素敵な絵が書いてあったのに、大家さんの目の前にあるのはただ黒っぽいだけの壁紙だったのです。このままで撮影しても殺風景な感じになってしまい、描いていたイメージと違う写真になってしまうでしょう。チョークボードは絵が書いていないと、文字通り“絵にならない”から「やはり絵を描かなくては！」と気づいたそうなのですが、残念ながら大家さんは子供の頃から絵



を書くのが大の苦手。下手な絵だと逆効果になるので、誰か上手な人に絵を描いてもらおうと思い、その時に頭に浮かんだのが有名コーヒーチェーンに勤めているお友達でした。そ

のお店は店内にメニュー黒板があり、そのお友達が描くかわいい字やイラストが店の雰囲気にもフィットしてインテリアに華を添えています。早速そのお友達に相談したところ、お休みの日に絵を描いて頂けることになりました。

素敵な絵を描いたらお部屋が大人気に

どんな絵にするか色々話し合った結果、この街の人気のあるレストランやカフェ、公園、図書館、郵便局などの情報を入れた「物件周辺の地図にしよう」ということになりました。その絵がとても素敵に仕上がったので、早速その写真を募集に使ってみると、なんとすぐに問い合わせがあり、内見してその日にお申し込みになったのです。しかも、「この絵が決め手になった」と仰るではないですか！入居した人は地図の絵を消して自分で好きな絵を描くことも出来るのですが、「素敵な絵なのでこのまま残します」と仰ったそうです。大家さんは、今回はたまたまそういうお客さんに当たってラ

ッキーだと思われたそうですが、お部屋が空く度に同じ方法を取ったところ、他の条件は何も変えていないのに短期間でお部屋が決まるようになったそうです。



今では管理会社から「空き予定が出たのでまたあの絵をお願いします」と言われるようになったとか。管理会社いわく、お申し込みいただいたお客様に聞くと「立地や家賃や室内設備などの条件が希望に合う物件がいくつかある中で、ここはなんだか良い感じだったから決めた」「大家さんの趣味の良さが伝わった」

「素敵なお部屋でここに住んだら楽しいだろうと思った」と嬉しい言葉がたくさん出るのだそうです。エントランスに綺麗なお花がある物件が決まりやすいのと同じで、「楽しそうでいい雰囲気」というのは、たくさんの空室の中からここを見に行ってみたい、ここに住んでみたい、と思ってもらえるきっかけになるのだと思います。

雰囲気でお部屋の価値を高める

「雰囲気を良くする」というのは、家賃

を下げたり設備を導入したりするのと違って、具体的な方法は紹介されていませんし、ポータルサイトの検索項目にもありません。しかし、インターネットで表示されるこのお部屋の写真は、きっとお客様の目を引くので



しょう。この大家さんのような工夫が、空室のライバルが多い閑散期にはとても効果的な方法なのだと思います。お客様が多く集まる人気の商業施設やレストラン、カフェなどは、商品やサービス以外に、その素敵な雰囲気でお客様を魅了しているものです。「チョークボード（黒板）になる壁紙」は一つの例ですが、そういう目線で見ると、何かヒントが見つかるかもしれませんね。

賃貸リノベーションを考える。

空室を解消するために「リノベーションをする」という提案を受けたことはありますか？「リノベーションは本当に良い方法なのか？」について検証いたします。

リフォームとリノベーションの違いとは？

この記事では、リフォームは「新しくすること」、リノベーションは「新たな価値を加えること」と定義します。古くなった設備や壁・天井などを替えるだけならリフォームです。経年によるマイナスを元のゼロの状態に戻すカンジですね。対して、間取りを変更したりデザイン性を高く改良して付加価値を高めるのはリノベーションです。



ゼロではなく「プラスα」を付け加えるというカンジでしょうか。「リノベーションはリフォームよりも高額」と考えている方が多いよう

ですが、それは必ずしも当たっていません。水回り設備と床・壁・天井を替えたら、リフォーム工事もかなりの高額になります。反対に間取りやデザイン性を高めながら、既存の状態を活かすリノベなら、それほど高額にはなりません。この「ローコストでありながら、お部屋に新しい価値を創造するリノベーション」を提案できる管理会社は多くありません。

実は賃貸リノベが増えている背景の1つに、築古物件が多くなっていることが挙げられます。平成4年の生産緑地法改正の頃から主要都市で賃貸住宅の建設ラッシュが起りましたが、その世代が築25年になり「リノベ適齢期」を迎えているのです。

築20年「これからの賃貸経営」を考える

築20年の物件オーナー様の例で考えてみましょう。築20年といえば、設備も間取りも古くなり、お客様のニーズに合わなくなっています。「DK」や「K」は現在では好まれませんし、「3DK」という間取りを

選ぶお客様も少なくなりました。もし「あと15年以上は活用したい」と考えるなら、間取りを変えてデザイン性を高めて、現在のお客様が望む部屋に「リノベする」という選択肢が浮かび上がります。もちろん、壊れたところだけ直して使い続けることも可能ですが、賃料等を下げる必要があるのに加えて、同じ様な物件が多くありますので、その中に埋もれて空室が長引くというリスクがあります。一方で、設備や壁紙などを新しくするだけのリフォーム工事では、所詮は新築物件に適いませんし、かけただけの費用対効果は得られないのではないのでしょうか。長い賃貸経営の中で、判断の難しい岐路に差し掛かるのがこの時期なのです。

少ない予算で工夫が可能なリノベーション

このオーナー様がリノベーションを選んだとします。このときに重要なのはリノベの予算と「バリューアップさせる付加価値の内容」を決めることです。まず、予算は募集賃料で決まりますので、高い賃料が望める地域なら、設備、建具、床・壁・天井をすべて入れ替えるプランニングも可能です。反対に、賃料相場の低い地域の場合は予算はかけられないので、既存の設備を活かしながら、如何にイメージアップさせて付加価値を高めるかを工夫します。

間取りは部屋の数より広さを優先して、収納も戸を無くしてオープン仕様にすればお洒落になります。各ドアも表層を貼るだけで再利用できますし、水回り設備もそのまま使うか、表層を替えて見栄えを良くします。白基調だった壁や天井のクロスはデザイン性の高いプリント柄やカラーを使い、床はフローリングからフロアタイルに張り替えて、天井にはお洒落な照明器具を設置します。このように、リノベーションの良いところは費用をかけないでも、工夫次第で部屋の付加価値を高めることができる点です。

ただ「新しくする」だけのリフォームでは、これからの供給過剰時代で差別化を実現するのは難しいのではないのでしょうか。

賃貸Q&A

安否確認のために無断で部屋に入るときは？



Q 自主管理をしています。私の賃貸マンションの借主の親御さんから、息子さんの安否を心配して連絡が入ってます。「2ヶ月連絡が取れないので部屋の中を見てもらいたい」と必死にお願いされました。部屋に行ってインターホンを鳴らしても大きな声で呼んでも応答がなく、夜も電気が点きません。郵便物も溜まっていますが、家賃は自動引き落としで入金になっています。部屋で何かあったら困るので鍵を開けて部屋に入っても大丈夫でしょうか？

A 大家さんがお一人でカギを開けて部屋に入るのはお勧めしません。それは「住居侵入罪」という刑罰になる可能性があります。たとえ親や兄弟でも正当な理由なく他人（ひと）の住居に侵入することは禁じられているのです。今回は、2ヶ月も音信不通で、親御さんから安否確認の依頼があり、もしかしたら本人が倒れているかもしれないと予想される事態ですから「これは正当な理由だ」と思われるでしょうが、そうとは言えないのです。

Q では住居侵入罪のリスクがあるなら「何もしないで様子を見る」というのが正しいのですか？

A 何もしないのも大家さんにとってはリスクになります。万一、部屋の中で倒れていたら、そして最悪の事態になっていたら、大家さんの賃貸マンションの資産価値は下がりますし、なにより悔恨の念にかられることでしょう。借主に無断で部屋に入るリスクと、借主が室内で倒れているリスクを秤（はかり）にかけるような判断になりますが、今回のケースでは「部屋に入るリスクを犯す」という選択をせざるを得ないと私は思います。ただし大家さん一人はダメです。できる限りリスクをゼロに近づけるのです。

Q どうすればリスクを減らすことができるのですか？

A 誰かに一緒に立ち会ってもらってください。大家さん側が複数なら、万一聴取を受けたときに言い分が有利に取り扱われるでしょう。自主管理ということなので、借主を紹介した不動産会社に頼んでください。できれば親御さんかご兄弟にも

立ち会ってもらいたいところですが、遠くてすぐに来れない場合は時間との勝負になりますので、肉親の立ち会いを諦めなければならない場合もありますね。その場合でも、部屋に入っても良い、という承諾書ももらっておいてください。FAXでも通話の録音でも良いので証拠を残してください。

そして、管轄の警察署の巡査（おまわりさん）に立ち会いをお願いします。今回の理由は安否確認ですから「おまわりさん」に断られることはありません。電話をして事情を説明して現地まで来てもらってください。「おまわりさん」が一緒だと「住居侵入罪にならない」ということではありません。安否が心配なので立ち会ってくれるだけで、法的な正当性を代弁してくれる存在ではありませんので念のために。もう一つ「おまわりさん」に立ち会ってもらうことのメリットは、最悪の事態のときの第一発見者にならずに済むということです。図らずも第一発見者になると、その後の事情聴取などで多くの時間を失うことになってしまいます。

私の経験では、このようなケースの9割は、本人が部屋で寝ていた、という結果になります。そして住居侵入で訴えられたことも一度もありません。しかし過去には「訴えられた」事例もあるはずなので、気軽に行う訳にはいきませんね。そして「9割は無事」と言うことは「無事でなかった」という結果もある訳ですし、「もう少し早ければ」という残念なケースもあり得ますので、緊急時のときの対応はしっかりと決めておいた方が良いでしょう。賃貸管理を依頼すると、このような対応は管理会社がすべて代行してくれるはずですよ。